

平成22年5月11日

関係者各位

株式会社日本航空  
株式会社日本航空インターナショナル  
株式会社ジャルキャピタル  
管財人 株式会社企業再生支援機構  
職務執行者 瀬戸 英雄  
同 中村 彰利  
管財人 片山 英二

#### 認否書提出期限等の変更について

当社らの更生手続のスケジュールに関して、東京地方裁判所は、以下のとおり変更する旨の決定をされましたので、ご連絡いたします。

なお、債権者各位には、認否書を提出した後に、認否の結果通知書をお送りする予定です。

#### 記

1. 認否書の提出期限  
変更前:平成22年4月30日まで  
⇒変更後:平成22年5月28日まで
2. 更生債権等の一般調査期間  
変更前:平成22年5月10日から同月24日まで  
⇒変更後:平成22年5月31日から6月14日まで
3. 更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間  
変更前:平成22年5月31日まで  
⇒変更後:平成22年6月23日まで

以上